

アメリカ法

第23回

丸山 英二

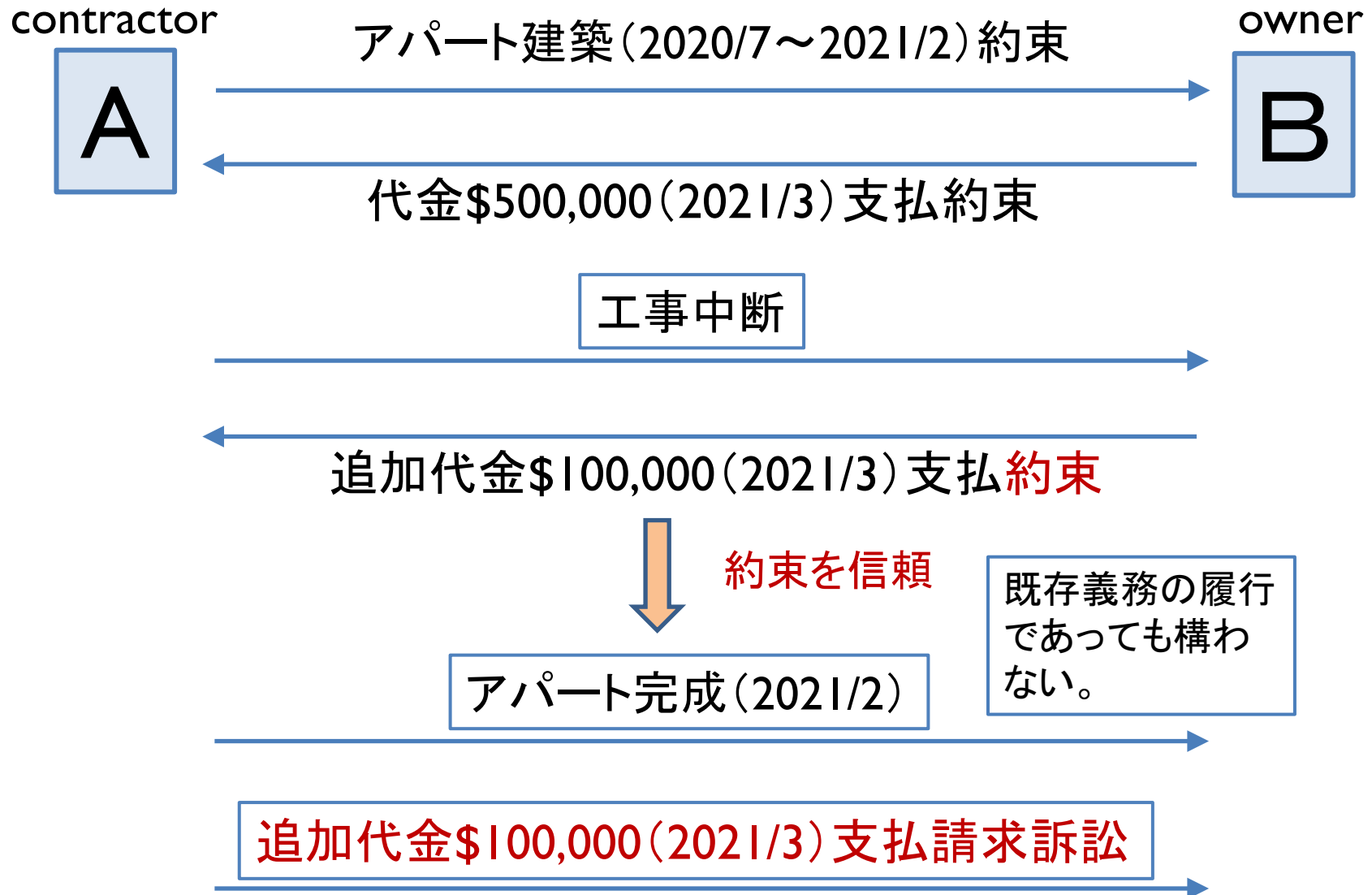
V. アメリカ契約法

3. 約因

(8) (f) 約束的禁反言の法理の機能

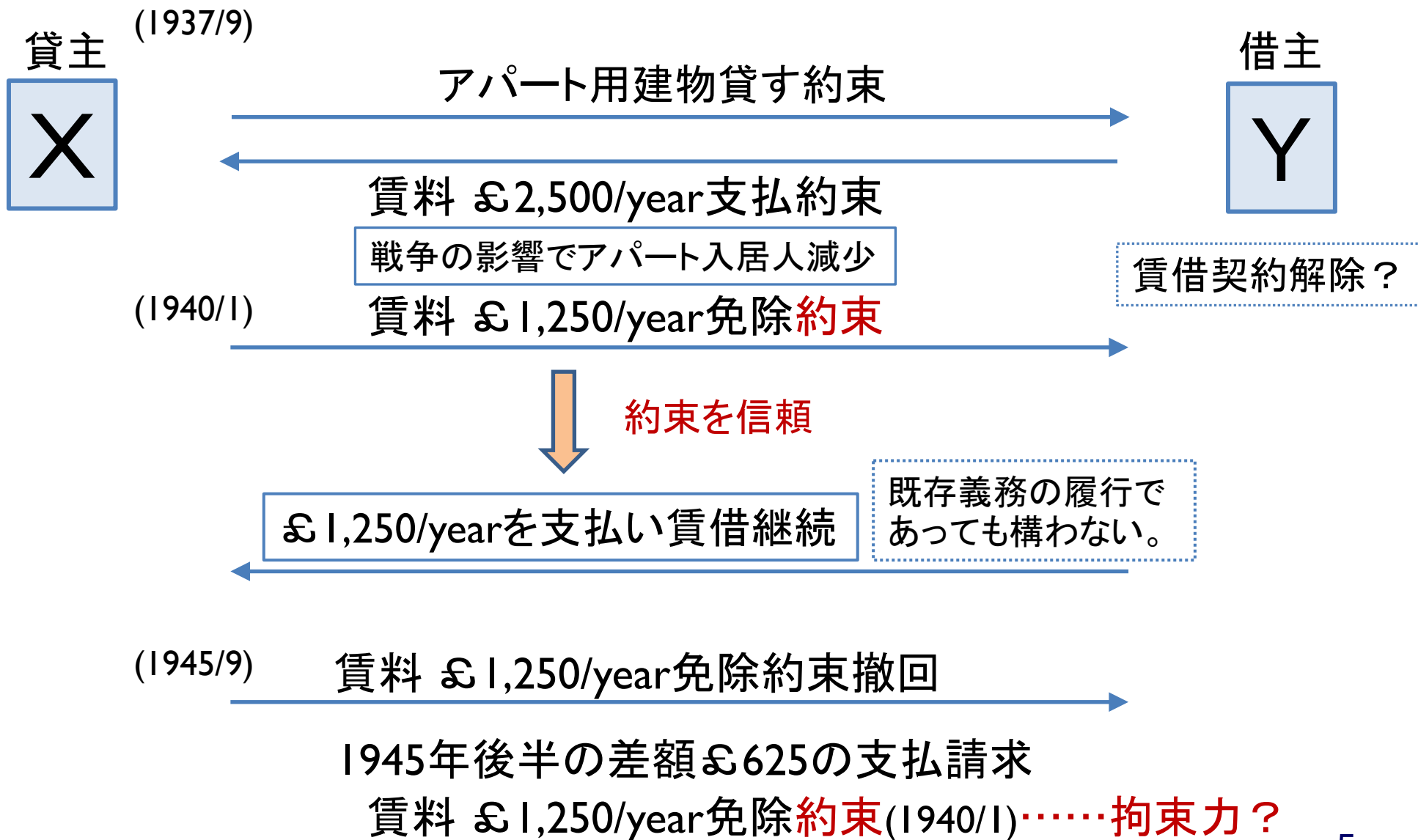
- ① 無償約束に拘束力を付与
- ② 契約変更の約束を信頼した者の保護[次スライド]
- ③ 申込を信頼した被申込者の保護[第2節において解説]
- ④ 契約締結に向けての交渉過程においてなされた約束を信頼した者の保護
[次回スライド]
- ⑤ 詐欺防止法の要件を満たさない約束を信頼した者の保護

(8) (f) ② 契約変更の約束を信賴した者の保護



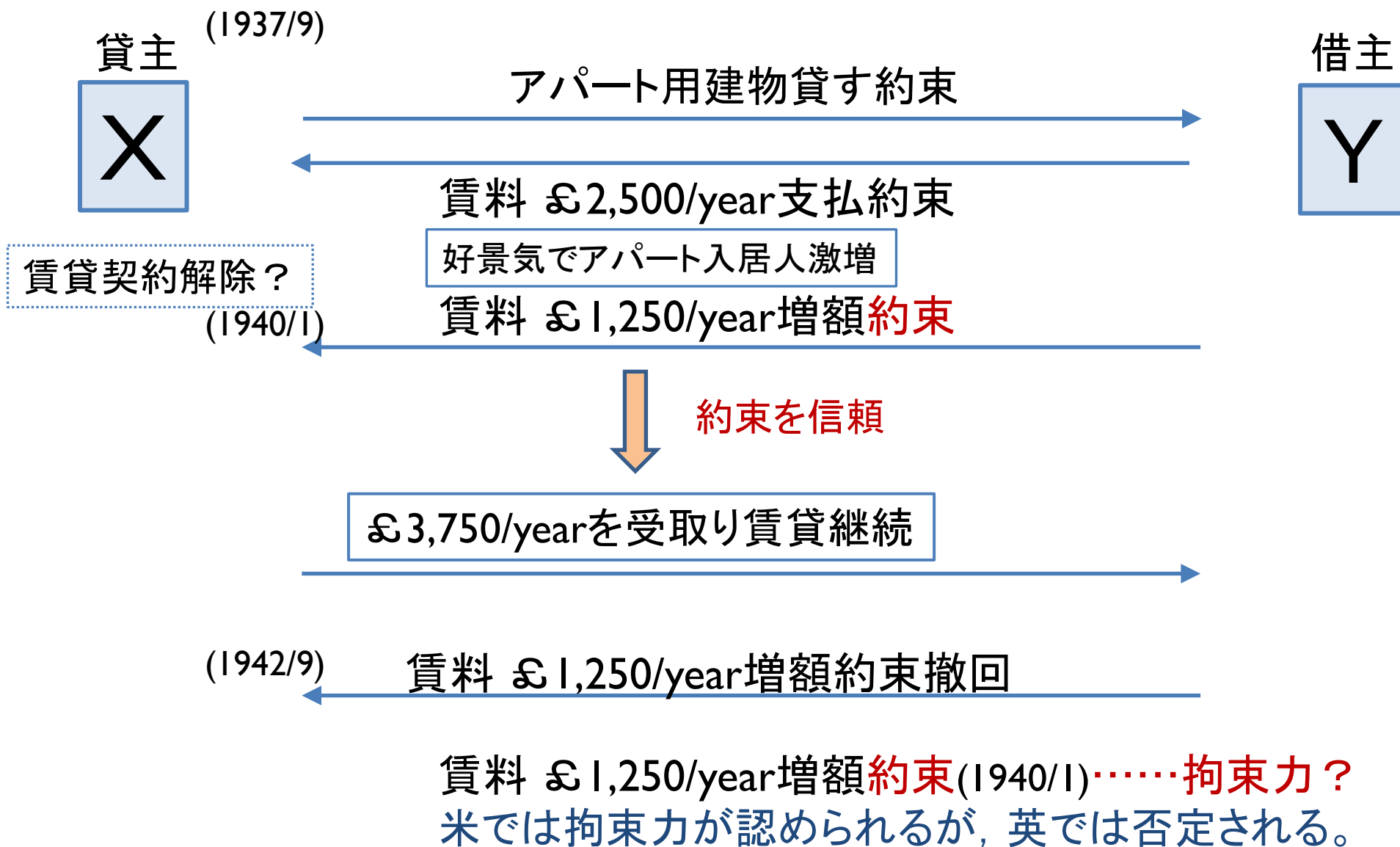
(8) (f) ② 契約変更の約束を信頼した者の保護

Central London Property Trust, Ltd. v. High Trees House, Ltd., [1947] K.B. 130



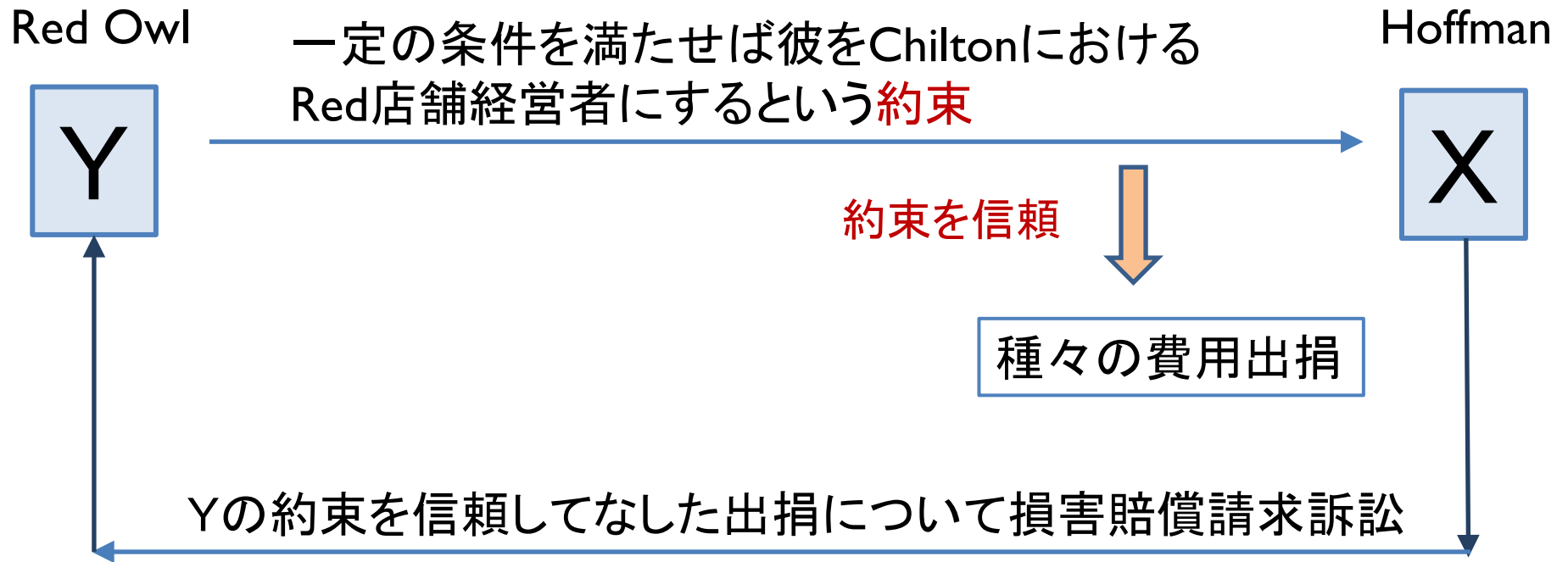
(8) (f) ② 契約変更の約束を信頼した者の保護

High Trees Case と逆の場合



(8) (f) ④ 契約交渉過程における約束を信頼した者の保護

Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 26 Wis.2d 683, 133 N.W.2d 267(1965)



第一審(原審):原告が主張した損害項目のうち1項目を除いて請求認容。被告Red Owlが最高裁に上告,原告も附帯上告。
最高裁:原判決を支持。上告棄却。

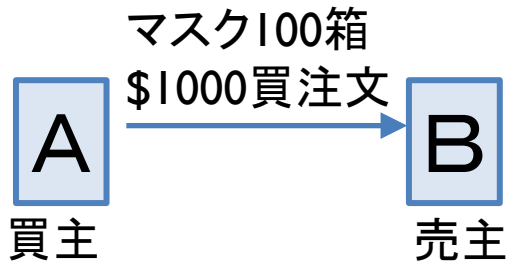
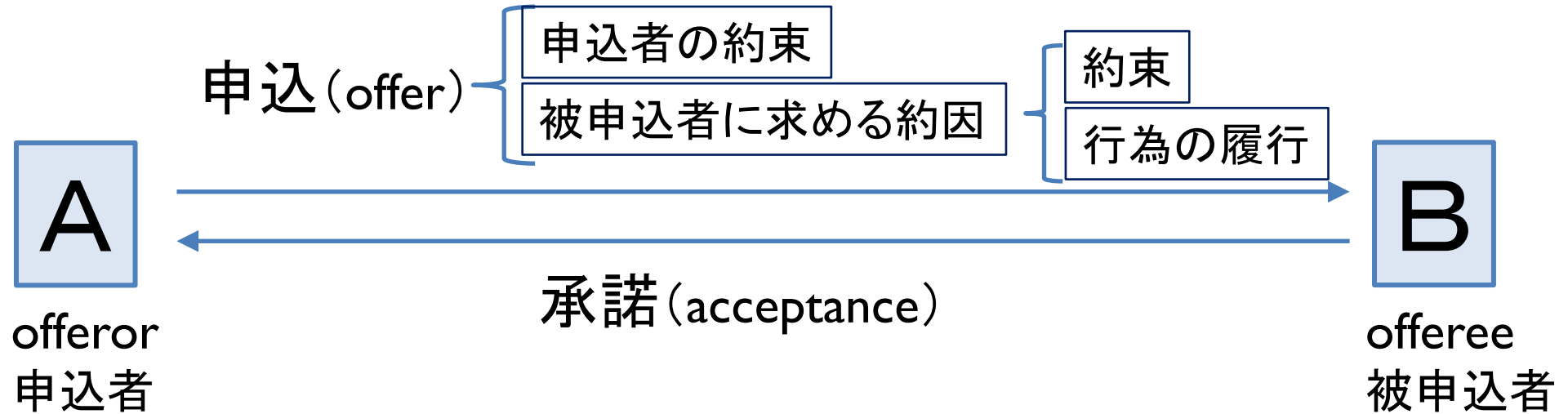
Special verdict (Hoffman v. Red Owl (資料Ⅱ 119-20, 教148))

Q1	Red Owl (フランチャイズ・チェーン。以下Red) とHoffmanは1961年5月中旬, HoffmanをChiltonにおけるRed店舗の経営者とすることを目指す交渉を開始したか。	Yes (裁判所による回答)
Q2	両当事者は最終的合意に達する程度に当該提案の細目すべてについて合意したか (契約は成立しているか) 。	No (裁判所回答)
Q3	Redは当該交渉の過程においてHoffmanに対し, 彼が一定の条件を満たせば彼をChiltonにおけるRed店舗経営者にするという表示をしたか。	Yes
Q4	(Q3の回答がYの場合) Hoffmanは当該表示を信頼し, それに基づいて行動するよう誘発されたか。	Yes
Q5	(Q4の回答がYの場合) Hoffmanは, 通常の注意を行使において, 当該表示を信頼すべきであったか。	Yes
Q6	(Q3の回答がYの場合) Hoffmanは, 62年1月までの交渉の取決めで求められたすべての条件を満たしたか。	Yes
Q7	以下の項目について原告が受けた損害を補償するために相当な金額はいくらか。	\$xxx. xx

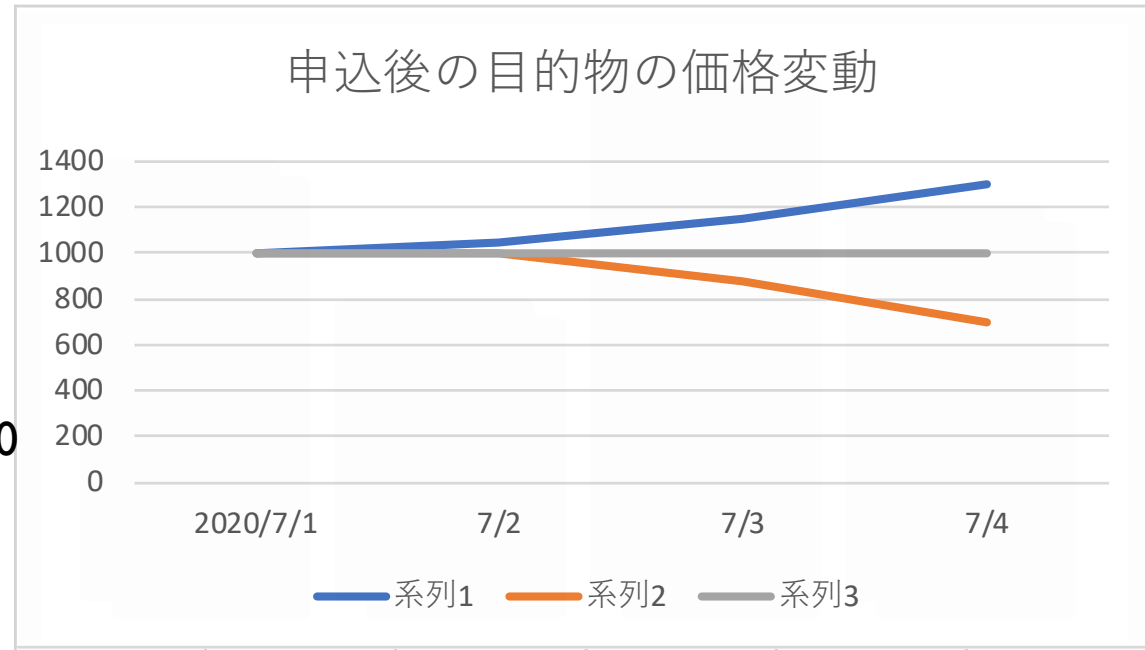
V. アメリカ契約法

2. 申込と承諾——契約の成立

(1) 申込 (a) 申込とは

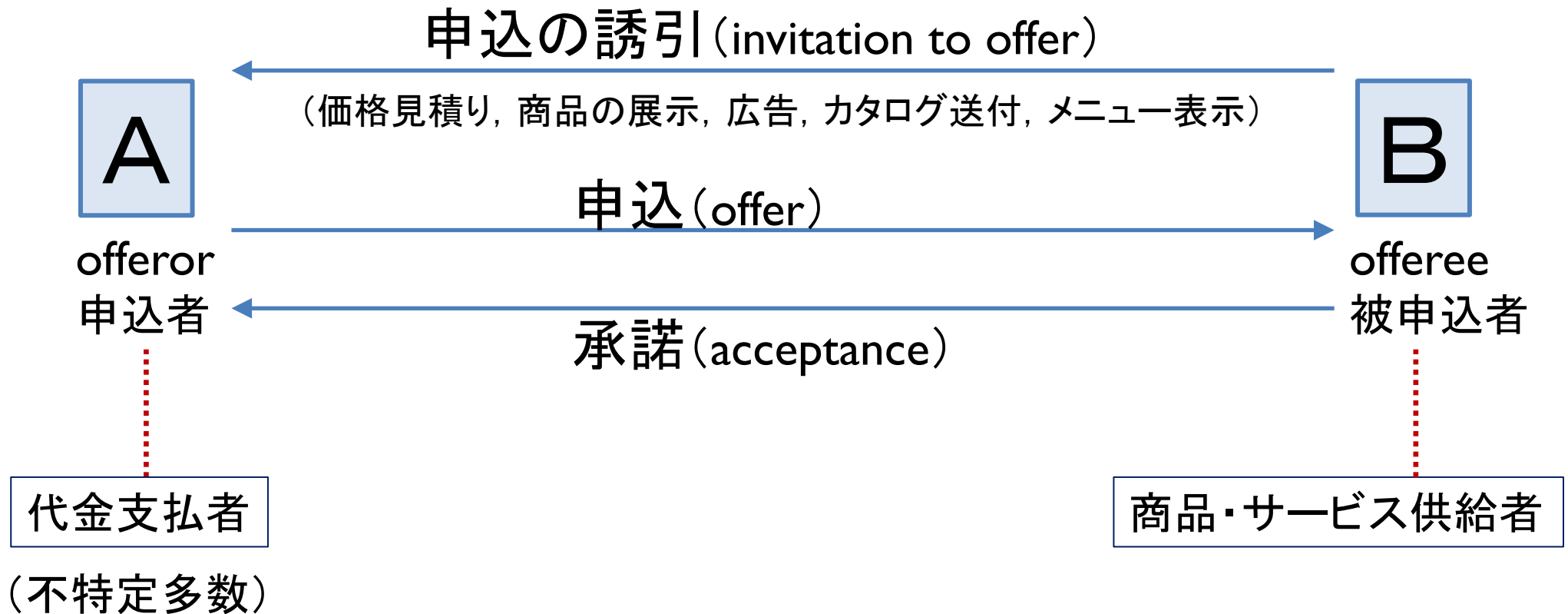


B { 市場価格\$1300
→市場で売る
市場価格\$700
→\$1000承諾



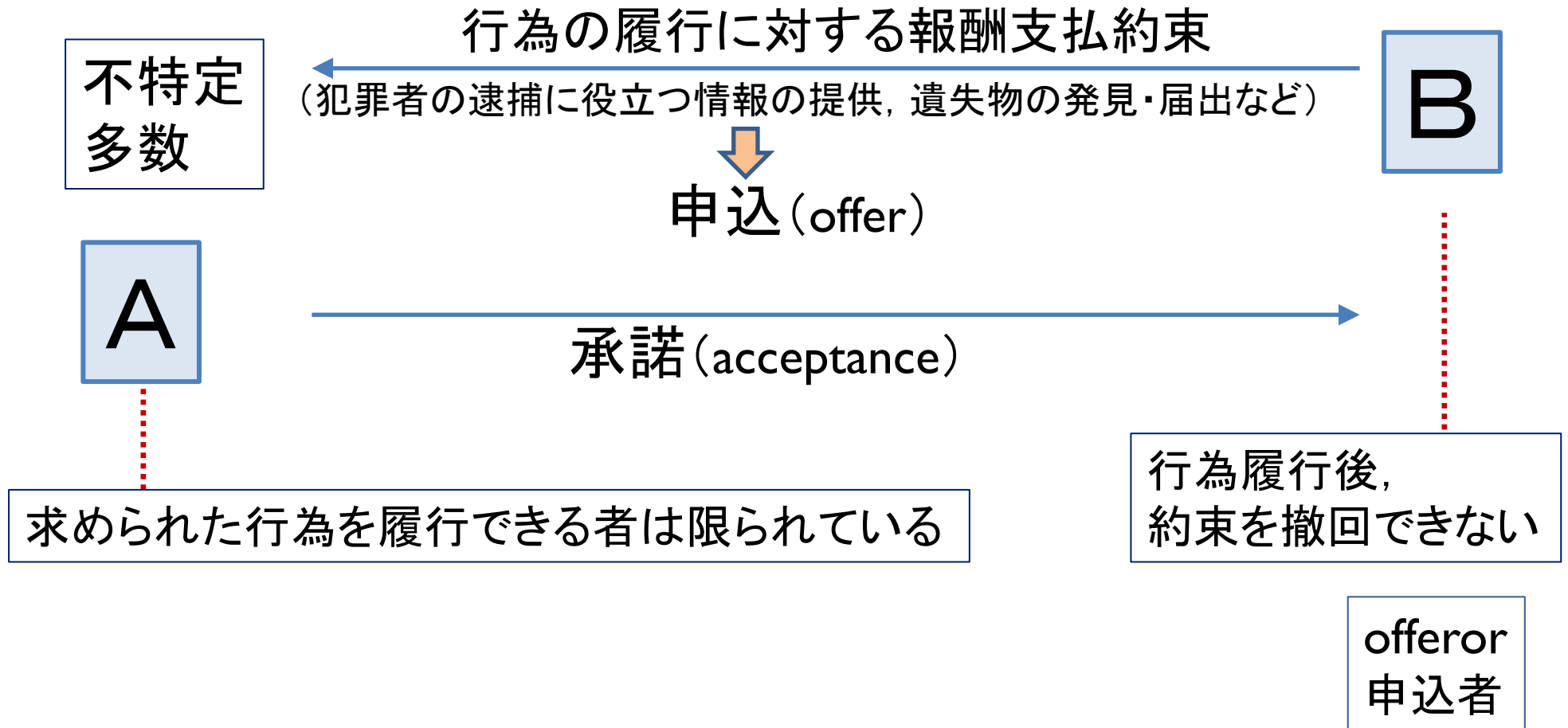
承諾 { する
しない

(1) 申込 (b) 申込と申込の誘引

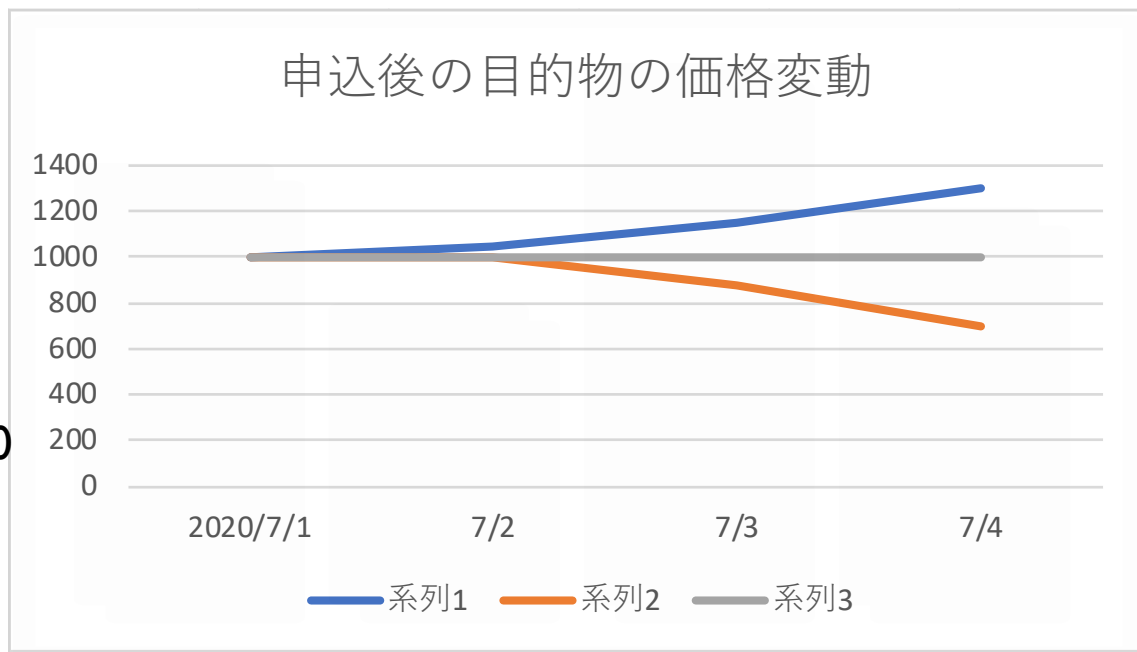
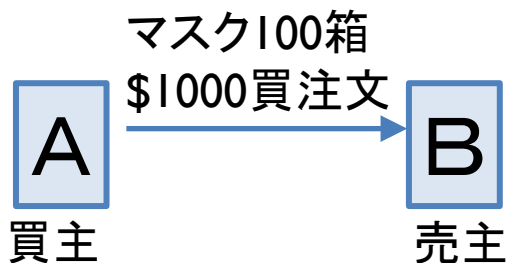
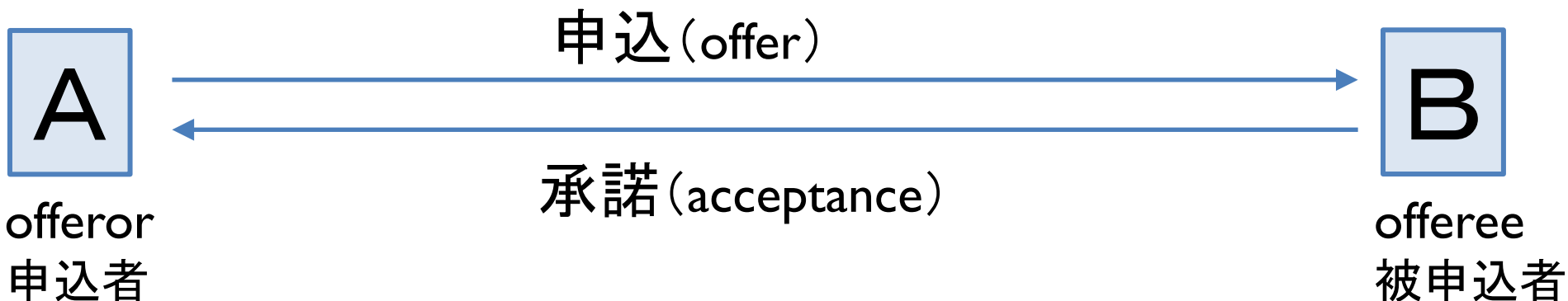


「現物限り」などと表示されている場合は, 商品の展示や広告などが申込とされることも多い←不特定多数の者との契約を強いられるおそれはない。

(1) 申込 (b) 申込と申込の誘引



(1) 申込 (c) 申込 (被申込者の承諾権限) の失効事由



(申込が有効な間)

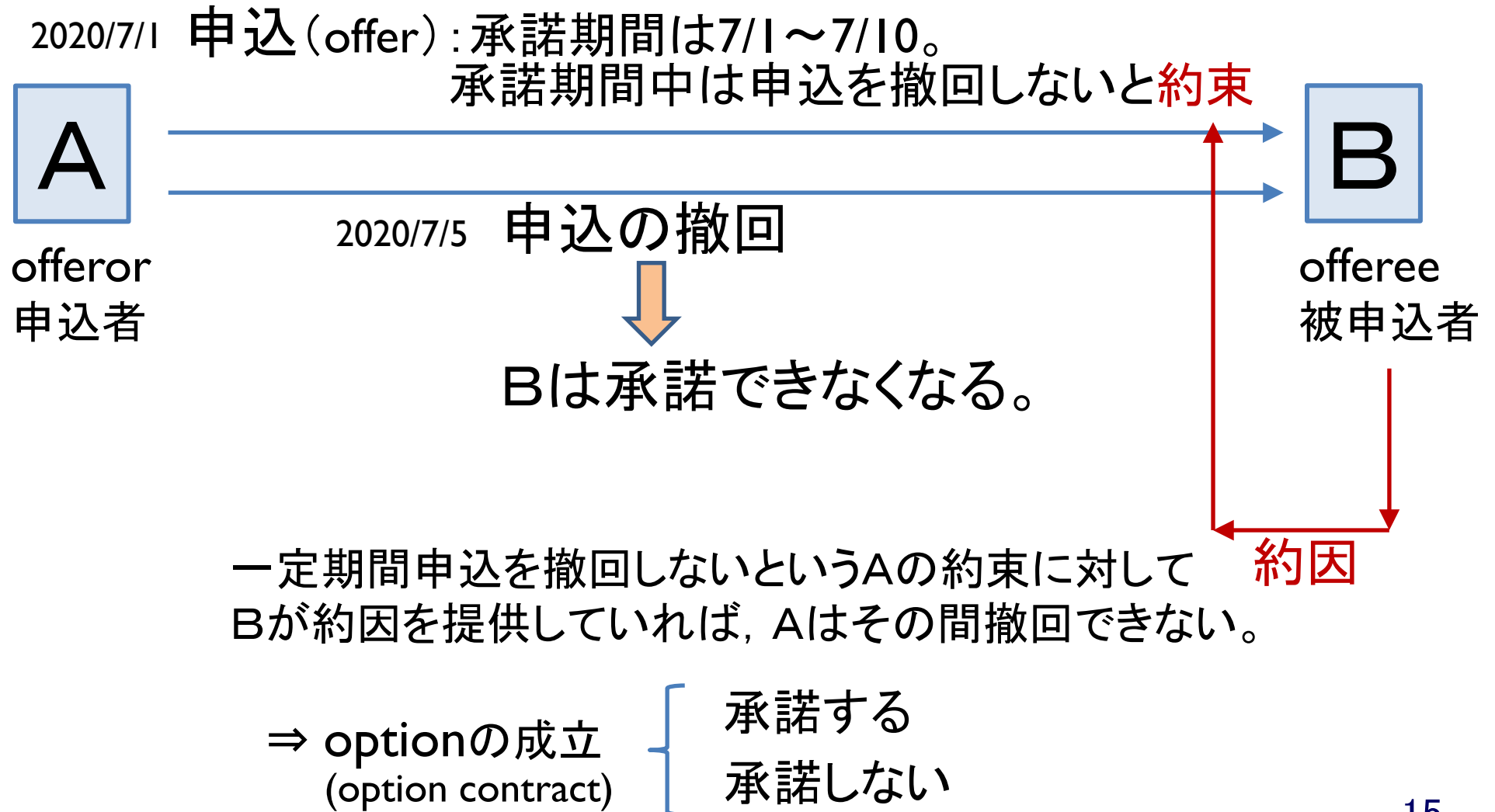
承諾 { する
しない

市場価格\$1300
→市場で売る
市場価格\$700
→\$1000承諾

(1) 申込 (c) 申込 (被申込者の承諾権限) の失効事由

申込の失効事由		申込の復活可能性	効果発生	option
(イ)	申込の撤回	○	到達時	—
(ロ)	申込者・被申込者の死亡・能力喪失		即時	—
(ハ)	承諾期間の徒過	○	即時	失効
(ニ)	申込の拒絶	○	到達時	△
(ホ)	契約の履行に不可欠な人の死亡または物の滅失		即時	失効
(ヘ)	契約の履行の違法化		即時	失効

(c) 申込の失効事由 (イ) 申込の撤回



(c) 申込の失効事由 (イ) 申込の撤回

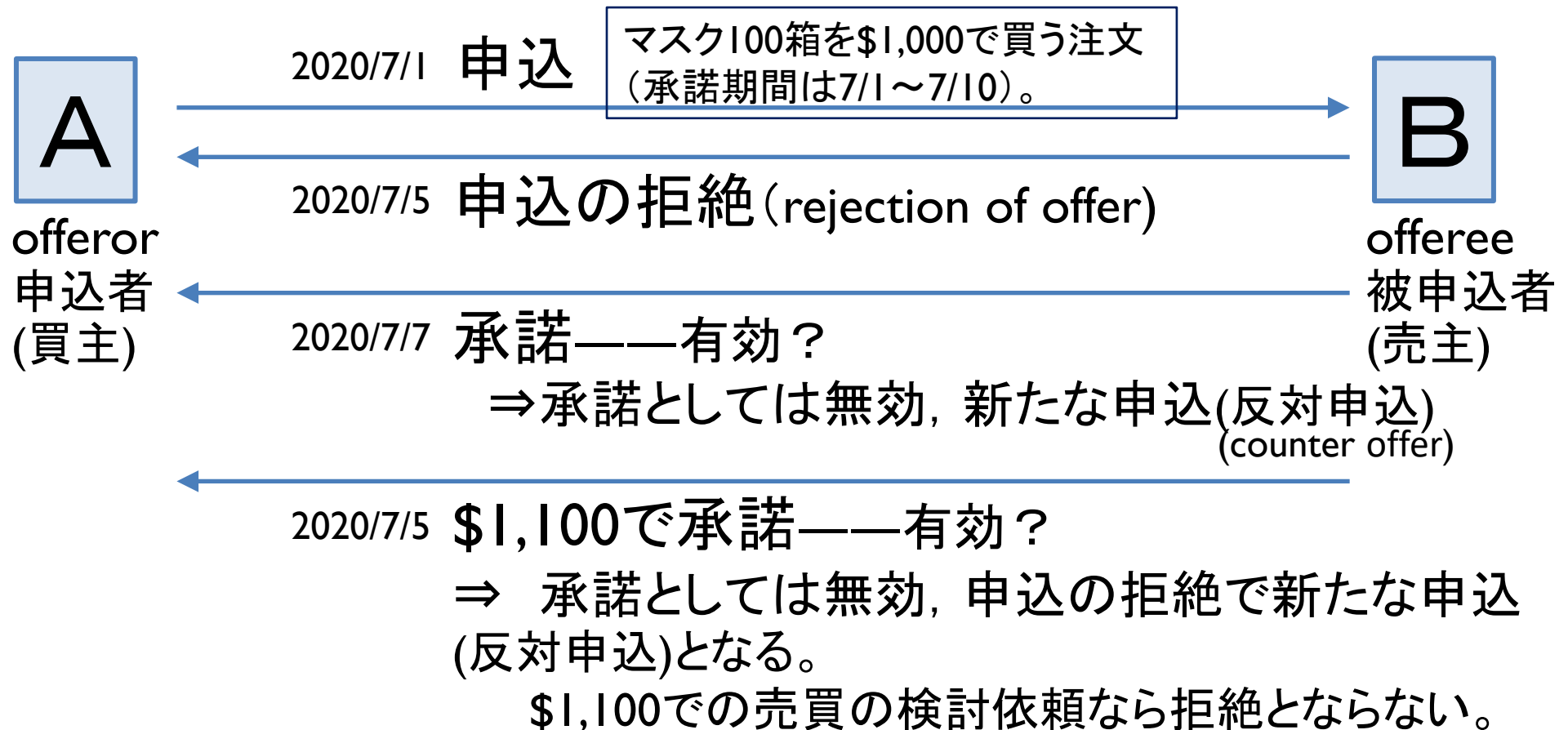
◆撤回の方法

Direct communication of revocation——当該契約を締結する意思がなくなったことを被申込者に通知

Indirect communication of revocation——申込者が、当該契約を締結する意思と両立しない確定的行動をとり、被申込者がこのことについて信頼できる情報を得た場合（申込で提案された売買の目的物たる土地が第三者に売却されたことを信頼できる筋から知った場合など）

◆一般的申込 (general offer) の撤回——Text p. 112↓12～

(c) 申込の失効事由 (二) 申込の拒絶——反対申込



(1) 申込 (d) オプション (イ) オプション契約と約因

2020/7/1 申込 (offer) : マスク100箱を\$1,000で売る申込 (承諾期間7/1 ~ 7/15)。承諾期間中は申込を撤回しないと**約束**

A

申込者
売主

一定期間申込を撤回しないというAの約束に対して
Bが約因を提供すれば, Aはその間撤回できない。

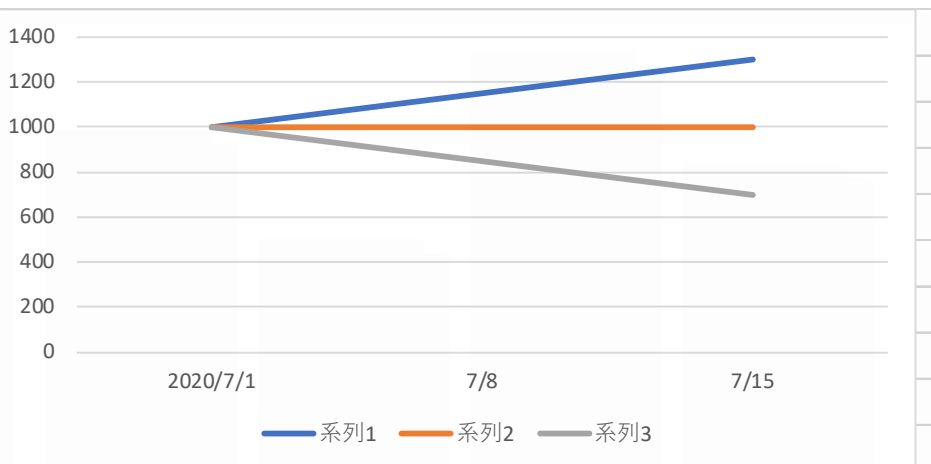
⇒ optionの成立
(option contract)

{ 承諾する
承諾しない

B

被申込者
買主

約因



Bは約因を支払ってoptionを購入することになる。
買主の取得するoptionのことを**call** (買付オプション) という。
目的物の相場が上昇した (例えば\$1,300) ときに,
その行使で利益を得ることができる。

(1) 申込 (d) オプション (イ) オプション契約と約因

2020/7/1 申込 (offer) : マスク100箱を\$1,000で買う申込 (承諾期間7/1 ~ 7/15)。承諾期間中は申込を撤回しないと**約束**

A

申込者
買主

一定期間申込を撤回しないというAの約束に対してBが約因を提供すれば、Aはその間撤回できない。

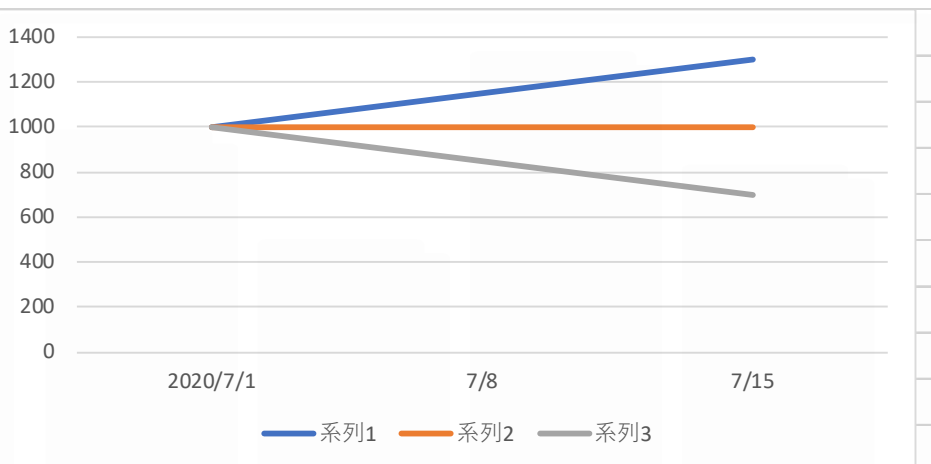
⇒ optionの成立
(option contract)

{ 承諾する
承諾しない

B

被申込者
売主

約因



Bは約因を支払ってoptionを購入することになる。
売主の取得するoptionのことを**put**(売付オプション)という。
目的物の相場が下落した(例えば\$700)ときに、その行使で利益を得ることができる。

(1) 申込 (d) オプション (イ) オプション契約と約因

2020/7/1 申込 (offer) : マスク100箱を\$1,000で売る申込 (承諾期間7/1 ~ 7/15)。承諾期間中は申込を撤回しないと**約束**

A

申込者
売主

B

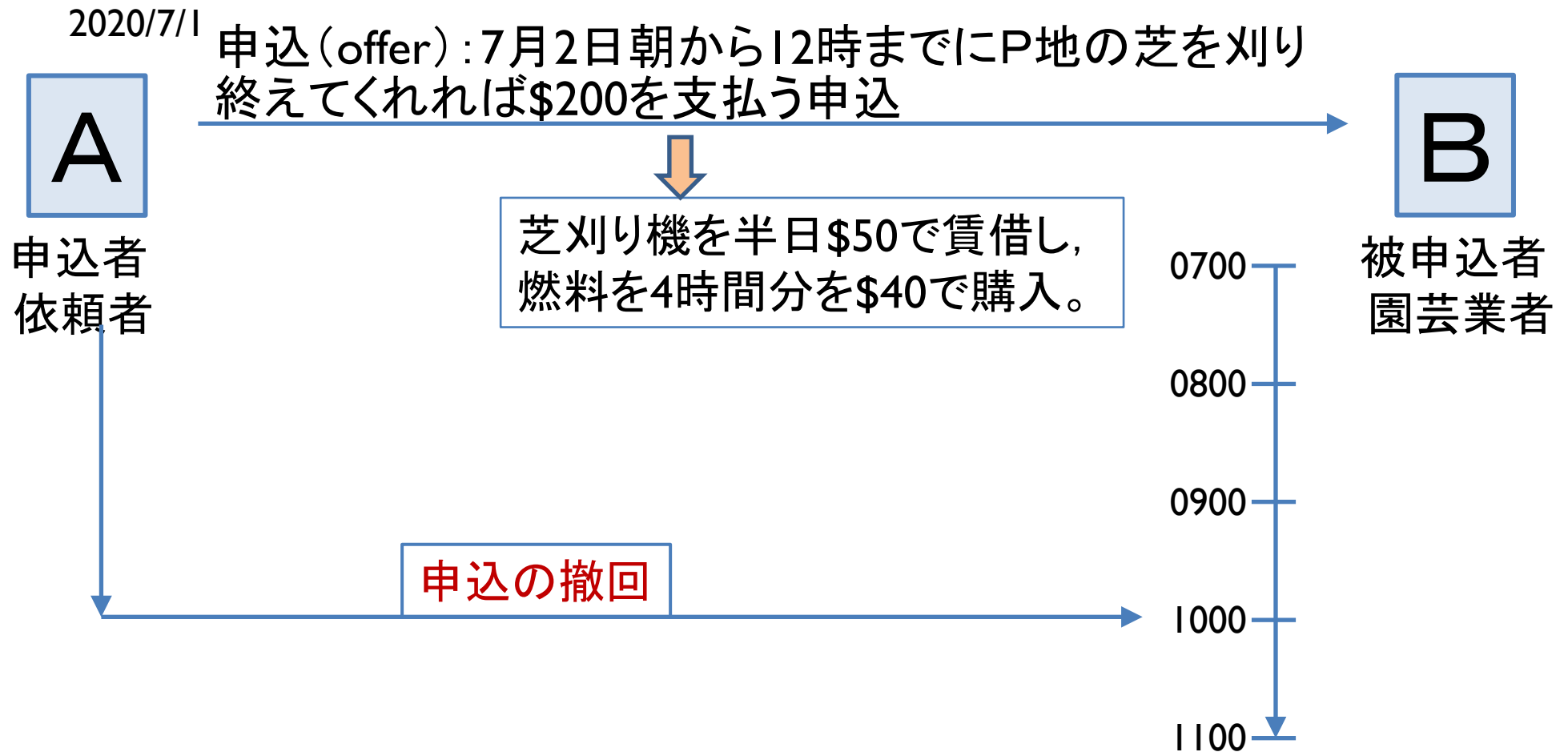
被申込者
買主

一定期間申込を撤回しないというAの約束に対してBが約因を提供すれば、Aはその間撤回できない。

約因

- ◆ 約因が主たる取引に比して名目的である場合——短期間のオプションならOK
- ◆ オプション契約書面に書かれた約因が現実には授受されていない場合
(例)「Bから支払われた1ドルを約因として、Aは下記の条件での売買契約の申込をし、7/15までの承諾期間の間、本申込を撤回しないことを約束する。」と記載された書面が授受されたが約因1ドルの授受がない場合
(判例法) オプションの設定の認定が必要な場合——1ドルの支払**約束**が約因と認定する。
(リステイトメント) **約因の表示**と**申込者の署名**があるオプション契約**書面**があり、**契約の内容が公正**で、**期間が合理的**であれば、オプション契約を有効とする。
(UCC) **申込者(商人)の署名**ある**書面**で、一定期間**撤回しない表示**があれば、約因がなくても、表示された期間(≤3ヵ月)申込は撤回不可——確定申込(firm offer)。

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)片務契約の場合



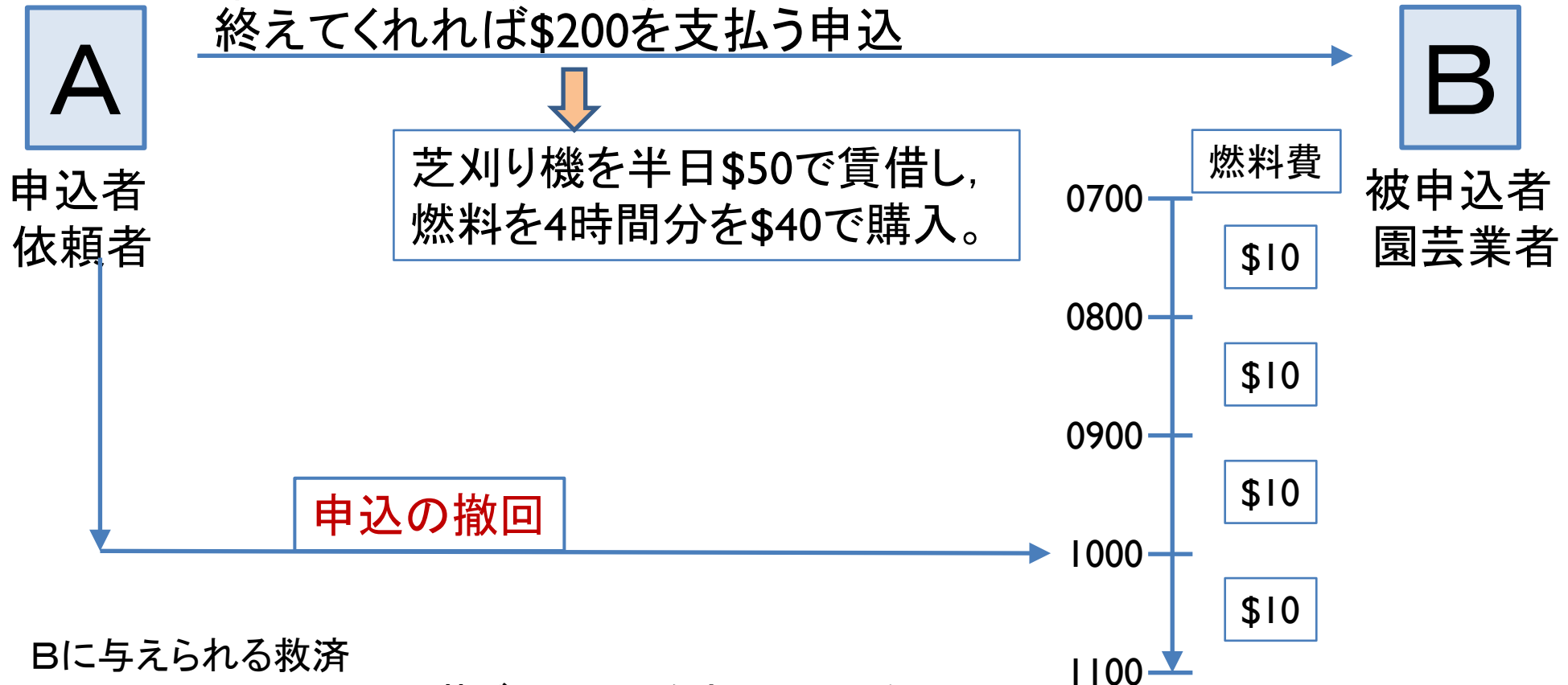
Bに求められた給付は？

片務契約の申込: 芝刈の完了——完了まではAは撤回できる。
双務契約の申込: 芝刈の約束——芝刈開始時に黙示の承諾

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)片務契約の場合

2020/7/1

申込 (offer) : 7月2日朝から12時までにA地の芝を刈り
終わってくれれば\$200を支払う申込



Bに与えられる救済

Restatement 2d § 45(2)に基づいて芝刈を完了した場合⇒\$200

Aが芝刈の完了をまったく望まない意思表示した場合

⇒Bに損害軽減義務が課され, 10時で作業を中止することが必要。

余った1時間分の燃料を\$10/\$7で処分できれば, その分が損害賠償額から控除される。